

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

特に、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けては、間伐や再造林等の森林整備を強化するなど、森林吸収源対策を一層推進することが求められている。

国においては、森林整備等に係る地方財源を安定的に確保していくため、令和元年度に森林環境譲与税を創設した。

現在、本県及び県内市町村においては、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっている。

また、近年多発する大型台風や豪雨によって引き起こされる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、地域課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

さらに本県は、離島を多く有しており、私有林人工林に限らず天然林を対象とした森林管理も必要とされている。

こうした本県特有の様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていくには、多くの森林を抱える本県において、今の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっている。

よって、国においては、下記の事項の早急な実施を強く要望する。

記

森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、また、支援を必要とする市町村に対して県が十分な対応ができるよう、譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣